

仕 様 書

第1条 (適用)

1. この仕様書は、鹿角市が発注する米代川右岸第三排水区排水樋門改築工事（以下「工事という。」）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっては、この特記仕様書によるほか、秋田県建設部制定の「秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月1日以降）」（以下「土木工事共通仕様書」という）を準用するものとする。また、以下の特別仕様による。

特別仕様書

(1) スライドゲートの補修

1) 扉体

塗替塗装（工場塗装） A=9.34m²

水密ゴム取替（CR） N=1 門分

2) 戸当金物

塗替塗装（現場塗装） A=1.05m²

3) 開閉装置

塗替塗装（現場塗装） A=1.50m²

給油・清掃 N=1 式

4) 操作台

塗替塗装（工場塗装） A=8.79m²

5) コンクリート構造物

断面修復工 V=0.015m³

(2) 塗装仕様

- 1) コンクリートに接する部分、ステンレス部分及び機械加工部分を除き
金属部分は全て素地調整を行った後、塗装を行う事。
- 2) 各機器の塗装仕様は次ページ表のとおりとする。

区分	塗装系	工 程	塗料名	標準膜厚 (μ m)
扉体	【工場塗装】 ジンクリッチペイント ＋ エポキシ樹脂系	素地調整	1種ケレン（ブラスト法）	－
		第一層目（下塗）	無機ジンクリッチペイント	75
		ミストコート	ミストコート	－
		第二層目（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
		第三層目（下塗）	エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
		第四層目（中塗）	エポキシ樹脂塗料中塗	100
		第五層目（上塗）	エポキシ樹脂塗料上塗	100
戸当り 金物	【現場塗装】 エポキシ樹脂系	素地調整	3種ケレン（動力工具等による）	－
		第一層目（下塗）	変性エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
		第二層目（下塗）	変性エポキシ樹脂塗料下塗（水中部用）	100
		第三層目（中塗）	エポキシ樹脂塗料中塗	40
		第四層目（上塗）	エポキシ樹脂塗料上塗	40
開閉機	【現場塗装】 エポキシ樹脂系 ＋ ポリウレタン樹脂系	素地調整	3種ケレン（動力工具等による）	－
		第一層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	60
		第二層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	60
		第三層目（中塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗	40
		第四層目（上塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	30
操作台	【工場塗装】 ジンクリッチペイント ＋ エポキシ樹脂系 ＋ ポリウレタン樹脂系	素地調整	1種ケレン（ブラスト法）	－
		第一層目（下塗）	無機ジンクリッチペイント	75
		ミストコート	ミストコート	－
		第二層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	80
		第三層目（下塗）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗（大気部用）	80
		第四層目（中塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗	40
		第五層目（上塗）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	30

※塗装仕様については現場状況により協議のうえ変更対象とする。

第2条 （施工計画書）

受注者は、工事施工前に、施工計画書を提出しなければならない。

第3条 （関連工事との関連）

本工事の施工に関連する隣接工事については、その施工に関し工事境界、運搬路の共有使用等相互に協力して、円滑な進行に努めなければならない。

第4条 （現場等の確認）

受注者は、工事施工前に施工場所、用地、境界、基準点等について監督職員の指示を受けるものとする。

第5条 （官公庁への連絡等）

関係官公庁その他に対して重要措置が発生した場合は、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て、協議するものとする。

第6条 （第三者に及ぼした損害）

受注者は、工事施工中に第三者に損害を与えぬよう注意し、必要な保安対策を講じなければならない。もし、第三者に損害を与えた場合には、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

第7条 （環境保全）

受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、事故その他の危険防止に努めるとともに、周辺環境の保全に努力しなければならない。

第8条 （公害の防止）

受注者は、工事施工に伴う公害、特に騒音、振動の発生については、法及び県条例等に定めるところによって措置を図り、付近住民に影響を与えてはならない。また、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

第9条 （施工期間）

ゲートの取外し時期は湯水期間（12月～2月）とする。

第10条 （安全費）

交通誘導員はゲートの取外し時に2名、設置時に2名を計上する。

第11条 （輸送費）

現場からの輸送費について、当初設計においては鹿角市役所までの距離（3.1km）で計上している。請負契約締結後、搬入工場までの距離にて算出のうえ変更対象とする。

第12条 （現場内除雪について）

現場内除雪については、塗替塗装作業期間において、市道～現場および仮囲い部の人力除雪作業を10日間分計上している。

第13条 （週休2日制工事の対象）

週休2日制工事の実施については、「鹿角市週休2日制工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。

第14条 （週休2日制工事の条件）

本工事は、完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算している。工期内において完全週休2日未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。